

## KEN 会計事務所 行動計画

社員全員が仕事と子育てを両立させることができ、特に男性従業員も積極的に子育てに参加することができるよう、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年12月1日～令和3年11月30日までの2年間

2. 内容

目標1：労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育休中の社会保険料免除制度等の周知

<対策>

- 令和1年12月10日～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和1年12月15日～ 研修内容の検討（研修用参考書の購入）
- 令和1年12月20日～ 産休・育休解説本による社内研修の実施  
（男性従業員にも積極的に情報提供を行い、制度利用を促す）